

横須賀市報

号外第8号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目次

規 則	
◇広報紙発行規則中一部改正	1
◇許認可等の標準処理期間に関する規則中一部改正	〃
◇横須賀市議会議政活動費の交付に関する条例施行規則中一部改正	3
◇事務分掌規則中一部改正	〃
◇横須賀市情報セキュリティ規則中一部改正	6
◇公印規則中一部改正	〃
◇職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則中一部改正	〃
◇女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に規定する特定事業主等を定める規則中一部改正	7
◇職員給与条例施行規則中一部改正	〃
◇予算決算及び会計規則中一部改正	〃
◇補助金等交付規則中一部改正	〃
◇契約規則中一部改正	8
◇契約履行規則中一部改正	10
◇工事等検査規則中一部改正	12
◇横須賀市病院事業財務規則中一部改正	〃
◇公有財産規則中一部改正	〃
◇庁舎管理規則中一部改正	13
◇文化会館条例施行規則中一部改正	〃
◇芸術劇場条例施行規則中一部改正	〃
◇ペイスクエア・パーキング条例施行規則中一部改正	〃
◇市民活動サポートセンター条例施行規則中一部改正	〃
◇健康増進センター条例施行規則中一部改正	14
◇物品会計規則中一部改正	〃
◇横須賀市市税条例施行規則中一部改正	〃
◇企業等の立地及び設備投資促進条例施行規則中一部改正	15
◇勤労福祉会館条例施行規則中一部改正	16
◇青少年の家条例施行規則中一部改正	〃
◇老人デイサービスセンター条例施行規則中一部改正	〃
◇中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行取扱規則中一部改正	〃
◇軽費老人ホームの設備等に関する基準を定める条例施行規則等中一部改正	〃
◇横須賀市国民健康保険条例施行規則中一部改正	18
◇児童福祉法施行取扱規則中一部改正	22
◇福祉援護センター条例施行規則中一部改正	〃
◇横須賀市介護保険条例等施行取扱規則中一部改正	〃
◇横須賀市基準該当居宅サービス事業者等の登録等に関する規則中一部改正	23
◇体育会館条例施行規則中一部改正	〃
◇廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則中一部改正	〃
◇浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則中一部改正	〃
◇都市公園条例施行規則中一部改正	〃
◇有料広場条例施行規則中一部改正	24
◇公園墓地条例施行規則中一部改正	〃
◇横須賀港湾施設使用条例施行規則中一部改正	〃
◇港湾緑地条例施行規則中一部改正	〃
◇漁港漁場整備法等施行取扱規則中一部改正	〃
◇横須賀市土地利用基本条例施行規則中一部改正	〃

◇適正な土地利用の調整に関する条例施行規則中一部改正	〃
◇特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例施行規則中一部改正	25
◇横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例施行規則中一部改正	〃
◇市営住宅条例施行規則中一部改正	〃
◇高齢者の居住の安定確保に関する法律施行取扱規則中一部改正	〃
◇都市計画法等施行取扱規則中一部改正	26
◇建築物駐車施設条例施行規則中一部改正	〃
◇建築基準法等施行取扱規則中一部改正	〃
◇建築物の耐震改修の促進に関する法律施行取扱規則中一部改正	27
◇高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行取扱規則中一部改正	〃
◇建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行取扱規則中一部改正	〃
◇長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行取扱規則中一部改正	〃
◇都市の低炭素化の促進に関する法律施行取扱規則中一部改正	28
◇建築協定条例施行規則中一部改正	〃
◇宅地造成等規制法等施行取扱規則中一部改正	〃
◇横須賀市景観条例施行規則中一部改正	〃
◇横須賀市屋外広告物条例施行規則中一部改正	〃
◇消防法等施行取扱規則中一部改正	29
◇横須賀市給食条例施行規則中一部改正	〃

規 則

横須賀市規則第8号

広報紙発行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和3年4月1日

横須賀市長 上地克明

広報紙発行規則の一部を改正する規則
広報紙発行規則（昭和39年横須賀市規則第1号）の一部を次のように改正する。
第5条中「ほか、希望者には1月10円の購読料を徴してこれを配布することができる」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第9号

許認可等の標準処理期間に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和3年4月1日

横須賀市長 上地克明

許認可等の標準処理期間に関する規則の一部を改正する規則
許認可等の標準処理期間に関する規則（平成13年横須賀市規則第3号）の一部を次のように改正する。
別表第5項の表指導監査課の項中

指定特定相談支援事業者の指定の更新	同法第51条の21第1項	14日
指定障害児相談支援事	児童福祉法（昭和22	

業者の指定	年法律第164号)第24条の26第1項第1号	14日	を
指定障害児相談支援事業者の指定の更新	同法第24条の29第1項	14日	

指定特定相談支援事業者の指定の更新	同法第51条の21第1項	14日	に
-------------------	--------------	-----	---

改め、同表生活福祉課の項中「生活福祉課」を「生活支援課」に改める。

別表第6項の表生活衛生課の項中「小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」を「小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」に改める。

別表第7項の表こども青少年給付課の項中「児童福祉法」の次に「(昭和22年法律第164号)」を加え、同表幼児児童施設課の項中

指定障害児入所施設の指定の更新	同法第24条の10第1項	14日	を
-----------------	--------------	-----	---

指定障害児入所施設の指定の更新	同法第24条の10第1項	14日	
-----------------	--------------	-----	--

指定障害児相談支援事業者の指定	同法第24条の26第1項第1号	14日	に
-----------------	-----------------	-----	---

指定障害児相談支援事業者の指定の更新	同法第24条の29第1項	14日	
--------------------	--------------	-----	--

改める。

別表第9項の表環境管理課の項中「環境配慮推進事業所の登録」を「優良環境管理事業所の認定」に、「第19条の2第1項」を「第18条の2第1項」に改め、同表公園建設課の項中「の使用許可」を「(期限後合祀型合葬墓を除く。)の使用許可」に、「第11条」を「第12条」に、

墓所又は休憩室の使用料還付の承認	同条例第12条第4項	14日	を
------------------	------------	-----	---

墓所(期限後合祀型合葬墓を除く。)の使用料還付の承認	同条例第13条第4項	14日	
----------------------------	------------	-----	--

墓所(期限後合祀型合葬墓に限る。)の使用許可	同条例第24条	14日	に
------------------------	---------	-----	---

墓所(期限後合祀型合葬墓に限る。)の使用料還付の承認	同条例第25条第3項	14日	
----------------------------	------------	-----	--

休憩室使用料の還付の承認	同条例第34条第2項	14日	
--------------	------------	-----	--

改める。

別表第10項の表廃棄物対策課の項中「一般廃棄物処理施設設置者の合併等」を「一般廃棄物処理施設設置者の合併及び分割」に、「産業廃棄物処理業の変更」を「産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の変更」に、「特別管理産業廃棄物処分業の変更」を「特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業の変更」に、「産業廃棄物処理施設設置者の合併等」を「産業廃棄物処理施設設置者の合併及び分割」に、

破砕業の事業の範囲の変更許可	同法第70条第1項	70日	を
----------------	-----------	-----	---

破砕業の事業の範囲の変更許可	同法第70条第1項	70日	
----------------	-----------	-----	--

浄化槽保守点検業者の営業登録	浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年横須賀市条例第32号)第2条第1項	30日	に
----------------	---	-----	---

浄化槽保守点検業者の営業登録の更新	同条例第2条第3項	30日	
-------------------	-----------	-----	--

一般廃棄物処理手数料の減免の承認	手数料条例(平成12年横須賀市条例第9号)第6条第2号	30日	
------------------	-----------------------------	-----	--

改め、同表資源循環推進課の項を削り、同表リサイクルプラザ

の項中

リサイクルプラザ

 を

資源循環施設課

 に改める。

別表第12項の表都市計画課の項中

都市計画施設区域内又は市街地再開発事業施行区域内における建築の許可	都市計画法(昭和43年法律第100号)第53条第1項	15日	
-----------------------------------	----------------------------	-----	--

敷地外に駐車施設を附置する特例の承認	建築物駐車施設条例(昭和42年横須賀市条例第10号)第7条第2項	14日	を
--------------------	----------------------------------	-----	---

敷地外に駐車施設を附置する特例の変更承認	同条例第7条第2項	14日	
----------------------	-----------	-----	--

都市計画施設区域内又は市街地再開発事業施行区域内における建築の許可	都市計画法(昭和43年法律第100号)第53条第1項	15日	に
-----------------------------------	----------------------------	-----	---

改め、同表まちなみ景観課の項中

終身建物賃貸借事業の変更の認可	同法第56条第1項	30日	を
-----------------	-----------	-----	---

終身建物賃貸借事業の認可	高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第52条	90日	に
--------------	------------------------------------	-----	---

終身建物賃貸借事業の変更の認可	同法第56条第1項	30日	
-----------------	-----------	-----	--

改め、同表建築指導課の項中「第85条第4項」を「第85条第5項」に、

私道の変更又は廃止の承認	建築基準条例(昭和47年横須賀市条例第32号)第6条第2項	60日	を
--------------	-------------------------------	-----	---

私道の変更又は廃止の承認	建築基準条例(昭和47年横須賀市条例第32号)第6条第2項	60日	
--------------	-------------------------------	-----	--

敷地外に駐車施設を附置する特例の承認及び変更の承認	建築物駐車施設条例(昭和42年横須賀市条例第10号)第7条第2項	14日	に
---------------------------	----------------------------------	-----	---

改める。

別表第14項の表港湾企画課の項中「交付」の次に「訂正及び書換え」を加え、「第50条第3項」を「第50条第4項」に改め、同表港湾管理課の項中

他人の土地に対する立入り又は一時使用の許可	を	埋立免許を受けた者に対する他人の土地に対する立入り又は一時使用の許可	に
他人の土地に対する立入り又は一時使用の許可		埋立免許を受けようとする者に対する他人の土地に対する立入り又は一時使用の許可	

改め、「占用の許可」の次に「(港湾区域及び港湾隣接地域に限る。)」を、「行為の許可」の次に「(港湾区域及び港湾隣接地域に限る。)」を、「工事の承認」の次に「(港湾区域及び港湾隣接地域に限る。)」を加え、同表水産振興課の項中

漁港区域内の水面又は土地の一部占用に係る許可	同法第39条第1項	21日	を
漁港の区域内の水域又は公共空地の占用許可及び土砂採取許可	同法第39条第1項	21日	
海域保全区域の占用の許可(漁港区域に限る。)	海岸法第7条第1項	20日	に、
海岸保全区域内の行為の許可(漁港区域に限る。)	同法第8条第1項	20日	
海岸管理者以外の者が施工する工事の承認(漁港区域に限る。)	同法第13条第1項	20日	を
甲種漁港施設の占用期間の更新許可	同条例第8条第3項	30日	
甲種漁港施設の占用期間の更新許可	同条例第8条第3項	30日	に、
甲種漁港施設(泊地)の使用許可(佐島漁港泊地の漁船以外の船舶に限る。)	同条例第10条第1項	30日	
甲種漁港施設(泊地)の使用許可	を	甲種漁港施設(泊地)の使用許可(佐島漁港泊地の漁船以外の船舶を除く。)	に
甲種漁港施設(泊地)の許可事項の変更許可		甲種漁港施設の使用許可内容の変更許可	
漁港駐車場の使用料の減免	を	船舶保管施設関連駐車場及び漁港区域駐車場の使用料の減免	に
漁港区域内占用料等減免決定		漁港区域内の水域及び公共空地の占用料等の減免	

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第10号

横須賀市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横須賀市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則(平成19年横須賀市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第11条中「議会事務局長」を「議会議長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第11号

事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

事務分掌規則の一部を改正する規則

事務分掌規則(平成17年横須賀市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「リサイクルプラザ、広域処理センター」を「広域処理センター」に改め、同条第1号中「国際交流課 基地対策課」を「国際交流・基地政策課」に改め、同条第2号中「デジタル・ガバメント推進室 情報システム課」を「デジタル・ガバメント推進室」に改め、同条第4号中「財務課 財産管理課」を「財務管理課 財務課」に改め、同条第8号中「障害福祉課」を「障害福祉課 生活支援課」に改め、同条第9号中「健康総務課 地域医療推進課」を「健康総務課」に改め、同条第13号中「資源循環総務課 資源循環推進課」を「資源循環政策課」に、「資源循環施設課 リサイクルプラザ」を「資源循環施設課」に改める。

第3条第1項中「リサイクルプラザにあっては館長」を削る。

第6条秘書課の部中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条国際交流課の部各号列記以外の部分中「国際交流課」を「国際交流・基地政策課」に改め、同部第1号中「式典」を「式典等」に改め、同部に次の8号を加える。

- (5) 米国海軍横須賀基地等防衛施設の対策に関する事。
- (6) 防衛施設に関する資料収集及び連絡調整に関する事。
- (7) 基地交付金等に関する事。
- (8) 防衛施設周辺的生活環境の整備に係る事務に関する事。
- (9) 旧軍港市転換法(昭和25年法律第220号)に基づく国有財産の処理等に関する事。
- (10) 旧軍港市振興協議会との連絡に関する事。
- (11) 横須賀市東京事務所に関する事。
- (12) 防衛施設に関し他部及び部内の他課の主管に属しない事務に関する事。

第6条基地対策課の部を削る。

第7条デジタル・ガバメント推進室の部中第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 情報システムの計画及び調整に関する事。

第7条デジタル・ガバメント推進室の部に次の1号を加える。

- (3) 情報システムの開発及び管理運用に関する事。

第7条情報システム課の部を削り、同条まちづくり政策課の部に次の1号を加える。

- (2) 国道事業の促進に係る総合企画及び調整に関する事。

第9条財務課の部及び財産管理課の部を次のように改める。

財務管理課

- (1) 公有財産の総括管理に関する事。
- (2) 公有財産の評価に関する事。
- (3) 公有財産の取得に関する事(他部及び部内の他課の主管に属するものを除く。)
- (4) 普通財産の管理及び処分に関する事。
- (5) 国有財産の取得及び借受け契約の締結に関する事。

- (6) 広告事業に関すること。
- (7) ふるさと納税に関すること。
- (8) 市議会との連絡に関すること。
- (9) 市域に関すること。
- (10) 新型コロナウイルス感染症緊急対策基金、まち・ひと・しごと創生基金及び公有施設整備基金の管理に関すること。
- (11) 土地開発公社及びシティサポートよこすかに関すること。
- (12) 部内の事務事業の調整及び連絡に関すること。
- (13) 他課の主管に属しない事務に関すること。

財務課

- (1) 財政の計画、調査及び統計に関すること。
- (2) 予算の編成、配当及び執行調整に関すること。
- (3) 財政事情の公表に関すること。
- (4) 地方交付税等に関すること。
- (5) 市債及び借入金に関すること。
- (6) 資金計画に関すること。
- (7) 減債基金、財政調整基金、再編関連特別事業基金及び特定防衛施設周辺整備事業基金の管理に関すること。

第11条市民税課の部第1号中「軽自動車税」を「軽自動車税(種別割)」に改める。

第12条市民生活課の部中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条地域コミュニティ支援課の部に次の1号を加える。

- (8) 赤十字事業の援助に関すること。

第13条地域福祉課の部中第10号を第11号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 在宅療養に係る医療と介護の連携推進に関すること。

第13条地域福祉課の部に次の1号を加える。

- (12) 障害者基幹相談支援センター及び障害者相談サポートセンターに関すること。

第13条障害福祉課の部中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第20号までを1号ずつ繰り上げ、同部の次に次のように加える。

生活支援課

- (1) 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)の関連事務に関すること。
- (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の関連事務(保護の申請の受付の事務その他軽易なものに限る。)に関すること。
- (3) 生活保護法に基づく指定医療機関及び指定介護機関の指定及び個別指導に関すること。
- (4) 社会福祉施設(生活保護に係る施設に限る。)の運営の助成に関すること。
- (5) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- (6) 埋葬又は火葬を行う者がいないとき等の埋葬又は火葬に関すること。

第13条生活福祉課の部を次のように改める。

生活福祉課

- (1) 生活保護法の関連事務(保護の申請の受付の事務その他軽易なものを除く。)に関すること。

第13条健康長寿課の部第6号を削り、同部第7号中「及び高齢者世帯」を「の調査」に改め、同部第6号とし、同部第8号を同部第7号とし、同部第9号中「育成」を「運営の助成」に改め、同部第8号とし、同部第10号を同部第9号とし、同部第11号中「保健」の次に「並びに高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」を加え、同部第10号とし、同部第12号を同部第11号とし、同部第13号を同部第12号とし、同部第14号を同部第13号とする。

第14条健康総務課の部中第7号を第13号とし、第6号を第12号とし、第5号の次に次の6号を加える。

- (6) 地域医療施策に関すること。
- (7) 救急医療対策に関すること。
- (8) いのちの基金の管理に関すること。
- (9) 救急医療センター基金の管理に関すること。
- (10) 救急医療センターに関すること。
- (11) 市立看護専門学校に関すること。

第14条地域医療推進課の部を削る。

第15条こども育成総務課の部中第13号を第15号とし、第4号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 市立保育園の再編及び整備に関すること。
- (5) 市立保育園の施設の維持管理のうち軽易なものに関すること。

第15条保育課の部第1号を削り、同部第2号を同部第1号とし、同部第3号を同部第2号とし、同部第4号中「保育料」の次に「及び給食費」を加え、同部第3号とし、同部第5号を同部第4号とし、同部第6号を同部第5号とし、同部第7号中「管理」の次に「(施設の維持管理のうち軽易なものを除く。)」を加え、同部を同部第6号とし、同部第8号を同部第7号とし、同部第9号を同部第8号とし、同部の次に次の1号を加える。

- (9) 一時預かり事業に関すること。

第17条環境企画課の部第2号中「地球温暖化対策」を「脱炭素社会(地球温暖化対策及び気候変動への対応により実現する社会をいう。)」に改める。

第17条の2資源循環総務課の部各号列記以外の部分中「資源循環総務課」を「資源循環政策課」に改め、同部第4号中「及び資源化」を「資源化及び適正処理」に改め、同部第9号を同部第12号とし、同部第8号を同部第11号とし、同部第7号中「リサイクルプラザ」を「資源循環施設課(リサイクルプラザに限る。)」に改め、同部を同部第10号とし、同部第6号を同部第9号とし、同部第5号を同部第8号とし、同部第4号の次に次の3号を加える。

- (5) 集団資源回収に関すること。
- (6) クリーンよこすかの推進に関すること。
- (7) 環境美化の推進に関すること。

第17条の2資源循環推進課の部を削り、同条廃棄物対策課の部を次のように改める。

廃棄物対策課

- (1) 一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥に限る。)の処理計画に関すること。
- (2) 一般廃棄物の収集、運搬、処理及び排出の指導に関すること。
- (3) 事業系廃棄物排出事業者の指導監督に関すること。
- (4) 廃棄物処理業の許可及び指導監督に関すること。
- (5) 廃棄物処理施設の許可及び指導監督に関すること。
- (6) 横須賀市不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための条例に基づく指導等(調査、排出支援等に限る。)に関すること。
- (7) 廃棄物の不法投棄防止の啓発に関すること。
- (8) 廃棄物収集等手数料の賦課徴収に関すること。
- (9) 浄化槽の清掃、維持管理指導、設置届等に関すること。
- (10) 浄化槽保守点検業の登録及び指導監督に関すること。
- (11) 放置自動車の発生防止及び適正処理に関すること。

第17条の2資源循環施設課の部に次の4号を加える。

- (5) 容器包装廃棄物の資源化処理並びに不用品の再生及び提供に関すること。
- (6) 資源物のリサイクル推進に関すること。
- (7) リサイクルプラザに係る廃棄物の計量及び手数料の賦課徴収に関すること。
- (8) リサイクルプラザの管理に関すること。

第17条の2リサイクルプラザの部を削り、同条広域処理センターの部第5号中「広域処理センター」を「横須賀ごみ処理施設」に改め、同部第6号中「広域処理センター職員安全衛生委員会」を「資源循環部所管事業場職員安全衛生委員会」に改め、同条資源循環久里浜事務所の部中第11号を第12号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同部第7号中「廃棄物」を「積替保管施設に係る廃棄物」に改め、「(他課の主管に属するものを除く。)」を削り、同部を同部第8号とし、同部第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 粗大ごみの収集受付に関すること。

第19条まちなみ景観課の部第5号中「レンガドック活用イベント」を「レンガドック活用イベント等」に改め、同条公共建築課の部に次の1号を加える。

(5) 建築工事等の技術基準に関すること。

第20条道路補修課の部第1号及び第2号中「及び道路施設」を削り、同部第3号中「道路及び道路施設の維持補修計画」を「道路施設の長寿命化計画」に改め、同部第4号中「及び道路施設」を削り、同部第5号とし、同部第3号の次に次の1号を加える。

(4) 道路施設の定期点検に関すること。

第20条道路維持課の部第6号中「巡回調査」の次に「及び日常点検」を加え、同部第8号中「設計、施工及び」を削り、同部第10号を削り、同部第11号を同部第10号とし、同部第12号を同部第11号とし、同条河川・傾斜地課の部第6号を次のように改める。

(6) 私有斜面地に係る防災及び災害復旧の相談及び助成に関すること。

第20条河川・傾斜地課の部第9号及び第10号を削り、同部第11号中「の指定」を削り、同部第9号とし、同部第12号を同部第10号とする。

第21条港湾企画課の部第3号を削り、同部第4号を同部第3号とし、同部第5号を同部第4号とし、同条港湾管理課の部第7号を同部第9号とし、同部第6号の次に次の2号を加える。

(7) 浦賀レンガドックの管理に関すること。

(8) 船員法(昭和22年法律第100号)第104条第1項に基づく事務に関すること。

第22条第2項中「担当課長並びに」を削り、同条第4項中「及び担当課長」を削り、同条第6項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第23条第6号中「及び浦賀行政センター」を「浦賀行政センター、久里浜行政センター及び西行政センター」に改める。

第28条第7号を同条第9号とし、同条第6号を同条第8号とし、同部の前に次の1号を加える。

(7) 公的個人認証に係る電子証明書に関すること(市民サービスセンター中央店に限る。)

第28条第5号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 個人番号カードに関すること(市民サービスセンター中央店に限る。)

第70条中「資源循環部リサイクルプラザ館長をもって充てる」を「資源循環部資源循環施設課の職員のうちから資源循環部資源循環施設課長が指名する」に改める。

第71条各号列記以外の部分中「資源循環部リサイクルプラザ」を「資源循環部資源循環施設課」に改める。

第74条第1項第14号中「資源循環部資源循環総務課」を「資源循環部資源循環政策課」に改め、同条第2項第46号を同項第56号とし、同部の前に次の1号を加える。

(5) 市営住宅指定管理者選考委員会 都市部市営住宅課

第74条第2項中第45号を第54号とし、第41号から第44号までを9号ずつ繰り下げ、第50号の前に次の1号を加える。

(49) 勤労福祉会館指定管理者選考委員会 経済部経済企画課 第74条第2項第40号を同項第48号とし、同項第39号を同項第47号とし、同部の前に次の6号を加える。

(41) 追浜公園等指定管理者選考委員会 環境政策部公園管理課

(42) 田浦梅の里等指定管理者選考委員会 環境政策部公園管理課

(43) 猿島公園指定管理者選考委員会 環境政策部公園管理課

(44) 三笠公園等指定管理者選考委員会 環境政策部公園管理課

(45) 不入斗公園等指定管理者選考委員会 環境政策部公園管理課

(46) 公園墓地指定管理者選考委員会 環境政策部公園建設課

第74条第2項第38号を削り、同項第37号を同項第40号とし、同項第36号を同項第39号とし、同項第35号を削り、同項第34号中「こども育成部保育課」を「こども育成部こども育成総務課」

に改め、同部を同項第38号とし、同項第33号を同項第37号とし、同部の前に次の1号を加える。

(36) 健康増進センター指定管理者選考委員会 健康部保健所健康づくり課

第74条第2項中第32号を第35号とし、第31号を削り、第30号を第34号とし、第25号から第29号までを4号ずつ繰り下げ、第29号の前に次の1号を加える。

(28) 老人デイサービスセンター指定管理者選考委員会 福祉部健康長寿課

第74条第2項中第24号を第27号とし、第15号から第23号までを3号ずつ繰り下げ、第18号の前に次の1号を加える。

(17) 体育会館指定管理者選考委員会 文化スポーツ観光部スポーツ振興課

第74条第2項第14号を同項第16号とし、同部の前に次の1号を加える。

(15) 文化会館指定管理者選考委員会 文化スポーツ観光部文化振興課

第74条第2項中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、同項第9号中「財務部財産管理課」を「財務部財務管理課」に改め、同部を同項第10号とし、同項中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 市街地再開発事業等に係る検計業務事業者選考委員会 経営企画部まちづくり政策課

第74条第2項に次の3号を加える。

(57) 港湾緑地指定管理者選考委員会 みなと振興部港湾管理課

(58) 船舶保管施設等指定管理者選考委員会 みなと振興部水産振興課

(59) 漁港区域内駐車場指定管理者選考委員会 みなと振興部水産振興課

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 横須賀市報発行規則(昭和27年横須賀市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第5条本文中「又は消防局長」を「、消防局長又は議会局長」に改める。

3 横須賀市職員の退職管理に関する規則(平成28年横須賀市規則第24号)の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「議会議務局長」を「議会議長」に改める。

第10条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条第7号中「議会議務局」を「議会局」に改め、同部を同条第6号とし、同条第8号を同条第7号とし、同条第9号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

4 職員の職務発明に関する規則(平成31年横須賀市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第21条第1項第7号中「財務部財務課長」を「財務部財務管理課長」に改め、同項第8号中「財務部財産管理課長」を「財務部財務課長」に改める。

5 安全衛生委員会規則(昭和54年横須賀市規則第31号)の一部を次のように改正する。

別表リサイクルプラザ職員安全衛生委員会の項を削り、同表広域処理センター職員安全衛生委員会の項中「広域処理センター職員安全衛生委員会」を「資源循環部所管事業場職員安全衛生委員会」に、「広域処理センター」を「リサイクルプラザ及び広域処理センター」に改める。

6 福祉事務所事務分掌規則(平成17年横須賀市規則第41号)の一部を次のように改正する。

第2条列記事項中「障害福祉課」を「障害福祉課 生活支援課」に、「保育課 幼児児童施設課」を「保育課」に改める。

第6条障害福祉課の部の次に次のように加える。

生活支援課

(1) 生活保護の経理事務に関すること。

(2) 医療券及び介護券の発行に関すること。

- (3) 生活保護の調査及び統計に関すること。
- (4) 要生活保護者の援護及び更生に関すること。
- (5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく指定医療機関及び指定介護機関並びに生活保護施設との連絡に関すること。
- (6) 生活保護法に基づく就労自立給付金の経理事務に関すること。
- (7) 生活保護法に基づく進学準備給付金の経理事務に関すること。

第6条生活福祉課の部第1号中「給付」を「給付決定」に改め、同部第2号から第5号までを削り、同部第6号中「支給」を「支給決定」に改め、同号を同部第2号とし、同部第7号中「支給」を「支給決定」に改め、同号を同部第3号とし、同条幼児児童施設課の部を削る。

7 横須賀市環境マネジメントシステム規則(平成19年横須賀市規則第60号)の一部を次のように改正する。

別表第1議会事務局の項中「議会事務局」を「議会局」に、「事務局長」を「議会局長」に改める。

別表第2議会事務局の課の項中「議会事務局」を「議会局」に改める。

横須賀市規則第12号

横須賀市情報セキュリティ規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市情報セキュリティ規則の一部を改正する規則

横須賀市情報セキュリティ規則(平成29年横須賀市規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア中「、情報システム及びこれらに関する電磁的記録媒体」を「及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体」に改める。

別表中「市議会事務局長」を「議会局長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第13号

公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

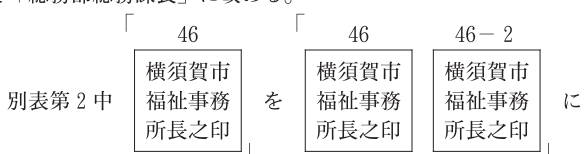
公印規則の一部を改正する規則

公印規則(昭和28年横須賀市規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1神奈川県横須賀市長之印式の項中「財務課長」を「財務管理課長」に改め、同表神奈川県横須賀市長之印六の項中「資源循環総務課長」を「資源循環政策課長」に改め、同表横須賀市福祉事務所長之印の項の次に次のように加える。

横須賀市福祉事務所長之印	46 2	てん書	方11	障害福祉課長	身体障害者手帳療育手帳	木印	1
--------------	---------	-----	-----	--------	-------------	----	---

別表第1横須賀市行政不服審査会会長之印の項中「総務課長」を「総務部総務課長」に改める。



に改める。

別表第3中「学校給食担当課長」を「学校食育課長」に、「保健体育課」を「学校食育課」に、「地域医療推進課長」を「市立病院課長」に、「地域医療推進課の」を「市立病院課の」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第14号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成7年横須賀市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第4条の14を第4条の15とする。

第4条の13中「第4条の8第3項」を「第4条の9第3項」に、「第4条の9」を「第4条の10」に、「第4条の11第3項」を「第4条の12第3項」に、「第4条の12」を「第4条の13」に改め、同条を第4条の14とする。

第4条の12前段中「第4条の10」を「第4条の11」に改め、同条後段中「第4条の10第1項」を「第4条の11第1項」に改め、同条を第4条の13とする。

第4条の11を第4条の12とし、第4条の10を第4条の11とする。

第4条の9前段中「第4条の7」を「第4条の8」に改め、同条後段中「第4条の7第1項」を「第4条の8第1項」に改め、同条を第4条の10とする。

第4条の8を第4条の9とし、第4条の7を第4条の8とし、第4条の6を第4条の7とする。

第4条の5前段中「第4条の3」を「第4条の4」に改め、同条後段中「第4条の3第1項」を「第4条の4第1項」に改め、同条を第4条の6とする。

第4条の4を第4条の5とし、第4条の3を第4条の4とし、第4条の2を第4条の3とし、第4条の次に次の1条を加える。(時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限)

第4条の2 任命権者は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、次の各号に定める時間の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

(1) 1月において時間外勤務を命ずる時間について45時間

(2) 1年において時間外勤務を命ずる時間について360時間

2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、他律的業務(業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務として任命権者が認める業務をいう。)に従事する職員に対し、時間外勤務を命ずる場合には、次の各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

(1) 1月において時間外勤務を命ずる時間について100時間未満

(2) 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

(3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の1月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について6月

3 任命権者が、特例業務(災害への対処等の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認める業務をいう。)に従事する職員に対し、前2項に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、これらの項(当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

4 任命権者は、前項の規定により、第1項及び第2項に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をすとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行うものとする。

5 前各項に定めるもののほか、職員に時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、別に定める。

別表第1リサイクルプラザの項中「資源循環部リサイクルプラザ館長」を「資源循環部資源循環施設課長」に改める。

別表第2中「(第9条第10号関係)」を「(第9条第1項関係)」に改める。

第1号様式中「(第4条の3第1項、第4条の7第1項、第4条の10第1項関係)」を「(第4条の4第1項、第4条の8第1項、第4条の11第1項関係)」に改める。

第2号様式中「(第4条の13関係)」を「(第4条の14関係)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第15号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に規定する特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に規定する特定事業主等を定める規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に規定する特定事業主等を定める規則(平成28年横須賀市規則第25号)の一部を次のように改正する。

本則の表以外の部分中「第15条第1項」を「第19条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第16号

職員給与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

職員給与条例施行規則(昭和26年横須賀市規則第23号)の一部を次のように改正する。

第10条第4項の表一般職給料表の適用を受ける者の項中「5級の職務にある者」の次に「並びに4級及び3級の職務にある再任用職員のうち、勤続年数が2年を経過したもの」を、「3級の職務にある者」の次に「(再任用職員のうち勤続年数が2年を経過したものを除く。)」を加え、同表労務職給料表の適用を受ける者の項を次のように改める。

労務職給料表の適用を受ける者	3級の職務にある再任用職員のうち勤続年数が2年を経過したもの	100分の7.5
	5級から3級までの職務にある者(3級の職務にある再任用職員のうち勤続年数が2年を経過したものを除く。)及び2級の職務にある者のうち61号給以上のもの	100分の5

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第17号

予算決算及び会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

予算決算及び会計規則の一部を改正する規則

予算決算及び会計規則(昭和39年横須賀市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「議会事務局 事務局長」を「議会議長」に改め、

同条第2項第4号中「議会事務局」を「議会議長」に改める。

第37条第1号ア中「市長室国際交流課」を「市長室国際交流・基地政策課」に改め、同号中カを削り、オをカとし、イからエまでをウからオまでとし、アの次に次のように加える。

イ 経営企画部都市戦略課の行事等の参加者負担金

第54条第2号中「賃金及びこれに類する委託料並びに」を削る。

第58条第1項ただし書中「、賃金及びこれらに」を「及びこれに」に改める。

第60条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第25号までを1号ずつ繰り上げる。

第66条第1項及び第80条第4号中「、賃金」を削る。

第89条第1項前段中「店舗」を「店舗等」に改める。

第91条各号列記以外の部分、第92条、第93条及び第99条中「総括店舗」を「総括店舗等」に改める。

第100条第1項の表中

「市長室国際交流課	市長室国際交流課主管の諸収入	に
「市長室国際交流・基地政策課	市長室国際交流・基地政策課主管の諸収入	
経営企画部都市戦略	経営企画部都市戦略課主管の諸収入	に

改め、同表財務部財務課の項中「財務部財務課」を「財務部財務管理課」に改め、同表福祉部健康長寿課の項中「福祉部健康長寿課」を「福祉部地域福祉課」に改め、同表健康部地域医療推進課の項中「健康部地域医療推進課」を「健康部市立病院課」に改め、同表資源循環部資源循環推進課の項中「資源循環部資源循環推進課」を「資源循環部廃棄物対策課」に改め、同表資源循環部リサイクルプラザの項中「資源循環部リサイクルプラザ」を「資源循環部資源循環施設課」に改め、同表教育委員会事務局学校教育部保健体育課の項中「教育委員会事務局学校教育部保健体育課」を「教育委員会事務局学校教育部学校食育課」に改める。

別表第1中

6 恩給及び退職年金	賃金と雇入人員との積算額	支払調書	を
7 賃金		支払調書	
6 恩給及び退職年金		支払調書	に、

「8」を「7」に、「9」を「8」に、「10」を「9」に、「11」を「10」に、「12」を「11」に、「13」を「12」に、「14」を「13」に、「15」を「14」に、「16」を「15」に、「17」を「16」に、「18」を「17」に、「19」を「18」に、「20」を「19」に、「21」を「20」に、「22」を「21」に、「23」を「22」に、「24」を「23」に、「25」を「24」に、「26」を「25」に、「27」を「26」に、「28」を「27」に、「29」を「28」に、「30」を「29」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第18号

補助金等交付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

補助金等交付規則の一部を改正する規則

補助金等交付規則(昭和47年横須賀市規則第33号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「横須賀市長殿」を「(あて先)横須賀市長」に、「氏名 ㊟」を「氏名」に、

そ の 他		を
-------	--	---

そ の 他	
(事務処理欄)	

に
改め、同様式備考に関する部分を削り、同様式中「(B5)」を削る。

第2号様式中「(B5)」を削る。

第3号様式中「横須賀市長殿」を「(あて先)横須賀市長」に、「氏名」を「氏名」に、

添 付 書 類	
---------	--

添 付 書 類	
(事務処理欄)	

に
改め、同様式備考に関する部分を削り、同様式中「(B5)」を削る。

第4号様式中「横須賀市長殿」を「(あて先)横須賀市長」に、「氏名」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削り、同様式中「(B5)」を削る。

第5号様式中「横須賀市長殿」を「(あて先)横須賀市長」に改め、「(B5)」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第19号

契約規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

契約規則の一部を改正する規則

契約規則(平成19年横須賀市規則第22号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「又は地方公共団体」を「、地方公共団体又は国等出資法人等(資本金の2分の1以上が国又は地方公共団体から出資を受け、かつ、その事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国又は地方公共団体からの交付金又は補助金によって得ている法人であって、その設立の目的を実現し、又はその主たる業務を遂行するため、計画的かつ継続的に業務の発注を行うものをいう。以下同じ。)」に改める。

第12条第1項中「電磁的記録」の次に「(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)」を加える。

第26条第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合の契約(以下「電子契約」という。)については、前2項の規定は、適用しない。

第31条第3号中「又は地方公共団体」を「、地方公共団体又は国等出資法人等」に改める。

第45条第4項ただし書中「第44条の2第2項第11号」を「第44条の2第2項第9号又は第11号」に改める。

第51条第1項の表第26条の項中「業務委託契約書(工事委託)」を「業務委託契約書(工事系委託)」に改め、同表第28条の項中「業務委託請書(工事委託)」を「業務委託請書(工事系委託)」に改め、同条第2項中「には適用しない」を「については、適用しない」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第2号様式から第22号様式までの規定は、電子契約については、適用しない。

第2号様式中

	確認印	
--	-----	--

--	--

を
に、
「上記工事」を「上記の工事」に、「及び」を「と」に、「条項」を「約款の条項」に、「証として」を「締結を証するため」に、「当事者」を「当事者双方」に、「各自」を「各自」に改める。

第3号様式中「業務委託契約書(工事委託)」を「業務委託契約書(工事系委託)」に、

	確認印	
--	-----	--

--	--

を
に、
「上記業務」を「上記の業務」に、「及び」を「と」に、「条項」を「約款の条項」に、「証として」を「締結を証するため」に、「当事者」を「当事者双方」に、「各自」を「各自」に改める。

第4号様式中

	確認印	
--	-----	--

--	--

を
に、
「上記業務」を「上記の業務」に、「及び」を「と」に、「条項」を「約款の条項」に、「証として」を「締結を証するため」に、「当事者」を「当事者双方」に、「各自」を「各自」に改める。

第5号様式中

	確認印	
--	-----	--

--	--

を
に、
「物件供給に」を「物件に」に、「及び」を「と」に、「次」を「別添の約款」に、「本契約の証として本書2通」を「この契約の締結を証するため、本書2通」に、「当事者」を「当事者双方」に、「各自」を「各自」に改める。

第6号様式及び第7号様式中「賃貸人と」を「賃貸人」に、「別紙」を「別添」に改める。

第8号様式中「件名」を「修繕名」に、

	確認印	
--	-----	--

--	--

を
に、
「上記修繕」を「上記の物件修繕」に、「及び」を「と」に、「条項」を「約款の条項」に、「証として」を「締結を証するため」に、「当事者」を「当事者双方」に、「各自」を「各自」に改める。

第9号様式中「件名」を「印刷製本名」に、

	確認印	
--	-----	--

--	--

を
に、
「印刷製本請負」を「印刷製本」に、「及び」を「と」に、「次」を「別添の約款」に、「証として本書2通」を「締結を証するため、本書2通」に、「当事者」を「当事者双方」に、「各自」を「各自」に改める。

第10号様式中

工 期	自 至	年 月 日	年 月 日
-----	-----	-------	-------

契約保証金		確認印	
前 払 金	する	しない	を
部 分 払	する (回以内)	しない	
その他の事項			

納 入 期 限	年 月 日
契約保証金	
その他の事項	

「上記製造」を「上記の製造」に、「及び」を「と」に、「条項」を「約款の条項」に、「証として本書2通」を「締結を証するため、本書2通」に、「当事者」を「当事者双方」に、「各自」を「、各自」に改める。

第11号様式中「ただし、別添仕様書（内訳書）及び図面のとおり。」を削り、

	確認印		を
--	-----	--	---

			に、
--	--	--	----

上記の物件売渡しについて、次のとおり売渡契約を締結します。

- 1 買受者（以下「乙」という。）は、横須賀市の契約規則、契約履行規則その他関係規則を遵守し、売渡者（以下「甲」という。）から上記物件の売渡しを受けることを約諾します。
- 2 乙は、上記物件の売渡しを受けた後は、そのかしについて甲に異議を申し出ることができません。
- 3 この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有することとします。

上記の物件売渡しについて、売渡者と買受者は、おのおの対等な立場における合意に基づき、契約規則、契約履行規則その他関係規則を遵守し、別添の仕様書によって履行する売渡契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行することとします。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印のうえ、各自1通を保有することとします。

改める。

第12号様式中

	確認印		を
--	-----	--	---

			に、
--	--	--	----

「かし担保」を「契約不適合責任」に、「別添設計図書」を「別添の設計図書」に、「及び」を「と」に改め、「この契約」の次に「の締結」を加える。

第13号様式中「業務委託請書（工事委託）」を「業務委託請書（工事系委託）」に、

	確認印		を
--	-----	--	---

			に、
--	--	--	----

「別添設計図書」を「別添の設計図書」に、「及び」を「と」に改め、「この契約」の次に「の締結」を加える。

第14号様式中

	確認印		を
--	-----	--	---

			に、
--	--	--	----

「別添設計図書」を「別添の仕様書」に、「及び」を「と」に改め、「この契約」の次に「の締結」を加える。

第15号様式中

	確認印		を
--	-----	--	---

			に、
--	--	--	----

「別添仕様書（内訳書）及び図面」を「別添の仕様書」に、「注文者及び」を「注文者と」に改め、「この契約」の次に「の締結」を加える。

第16号様式中「件名」を「修繕名」に、

	確認印		を
--	-----	--	---

			に、
--	--	--	----

「修繕請負に」を「物件修繕請負に」に、「別添設計図書」を「別添の仕様書」に、「及び」を「と」に改め、「この契約」の次に「の締結」を加える。

第17号様式中「件名」を「印刷製本名」に、

	確認印		を
--	-----	--	---

			に、
--	--	--	----

「別添仕様書（内訳書）及び図面」を「別添の仕様書」に、「発注者及び」を「発注者と」に改め、「この契約」の次に「の締結」を加える。

第18号様式中「工期」を「納入期限」に、

自	年	月	日	を	
至	年	月	日		
				確認印	

	年	月	日	に、
--	---	---	---	----

「かし担保」を「契約不適合責任」に、「別添設計図書」を「別添の設計図書等」に、「及び」を「と」に改め、「この契約」の次に「の締結」を加える。

第19号様式中

	確認印		を
--	-----	--	---

			に、
--	--	--	----

「別添仕様書（内訳書）」を「別添の仕様書」に、「及び」を「と」に改め、「この契約」の次に「の締結」を加える。

第20号様式中

	確認印		を
--	-----	--	---

			に、
--	--	--	----

「上記工事」を「上記の工事」に、「及び」を「と」に、「次のとおり」を「別添の約款の条項によって」に、

- 1 この契約は仮契約であって、発注者がこの契約について横須賀市議会で可決され、かつ、契約保証金その他の契約条件が適合したときは、別添の条項に

よって本契約書として作成されたものとみなします。
 2 この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通保有することとします。

「
 なお、当該契約は仮契約であって、横須賀市議会で可決され、かつ、契約保証金その他の契約条件が適合したときは、本契約書として作成されたものとみなします。
 この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印のうえ、各自1通保有することとします。」

改める。

第21号様式中

	確認印

「上記物件供給」を「上記の物件」に、「及び」を「と」に、「次のとおり」を「別添の約款の条項によって」に、

「
 1 この契約は仮契約であって、注文者がこの契約について横須賀市議会で可決されたときは、別添の条項によって本契約書として作成されたものとみなします。
 2 この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通保有することとします。」

「
 なお、当該契約は仮契約であって、横須賀市議会で可決されたときは、本契約書として作成されたものとみなします。
 この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印のうえ、各自1通保有することとします。」

改める。

第22号様式中

工 期	本契約締結の日から 年 月 日まで		
契約保証金		確認印	
前 払 金	する		しない
部 分 払	する (回以内)		しない
その他の事項			

納 入 期 限	年 月 日
契約保証金	
その他の事項	

「上記製造」を「上記の製造」に、「及び」を「と」に、「次のとおり」を「別添の約款の条項によって」に、

「
 1 この契約は仮契約であって、発注者がこの契約について横須賀市議会で可決されたときは、別添の条項によって本契約書として作成されたものとみなします。
 2 この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通保有することとします。」

「
 なお、当該契約は仮契約であって、横須賀市議会で

可決されたときは、本契約書として作成されたものとみなします。
 この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印のうえ、各自1通保有することとします。」

改める。
 附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
**横須賀市規則第20号**  
 契約履行規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
 令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

契約履行規則の一部を改正する規則

契約履行規則（平成19年横須賀市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号及び第4号中「工事委託」を「工事系委託」に改め、同条第8号中「消防局長」の次に「、議会局長」を加え、「議会、選挙管理委員会」を「選挙管理委員会」に改め、同条第9号エ中「議会事務局」を「議会局」に改める。

第9条前段中「工事委託」を「工事系委託」に改める。  
 第11条の見出し中「工事委託等」を「工事系委託等」に改め、同条中「、工事委託」を「、工事系委託」に、「工事委託等」を「工事系委託等」に改める。

第12条第2項中「工事委託等」を「工事系委託等」に改める。  
 第15条第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する政令で定める者をいう。以下同じ。）  
 第15条第5項中「及び監理技術者」を「、監理技術者及び監理技術者補佐」に改める。

第16条の見出し中「工事委託等」を「工事系委託等」に改め、同条第1項前段中「工事委託」を「工事系委託」に改め、同条第3項中「工事委託等」を「工事系委託等」に改める。

第34条第1項第2号中「工事委託」を「工事系委託」に改める。  
 第35条第2項中「公共工事前払金申請書」を「公共工事等前払金申請書」に改める。

第36条第2項第3号中「工事委託」を「工事系委託」に改める。

第39条第1項第1号後段中「工事委託」を「工事系委託」に、「業務出来形部分検査完了通知書」を「工事系委託出来形部分検査完了通知書」に改め、同項第4号前段中「業務出来形部分検査完了通知書」を「工事系委託出来形部分検査完了通知書」に改める。

第54条第3項前段中「かしの」を「その種類、品質又は数量に関し、当該契約に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）が」に改め、同項後段中「かし」を「契約不適合」に改め、同条第4項前段中「かし」を「契約不適合」に改め、同項後段中「かしを見付けた」を「契約不適合を見つけた」に改める。

第81条第2項中「かし」を「契約不適合」に改める。  
 第84条第2号中「工事委託」を「工事系委託」に改める。

第87条の表第35条の項中「公共工事前払金申請書」を「公共工事等前払金申請書」に、「公共工事前払金決定通知書」を「公共工事等前払金決定通知書」に改め、同表第39条の項中「業務出来形部分検査完了通知書」を「工事系委託出来形部分検査完了通知書」に改め、同表第42条の項中「公共工事前払金申請書（支払限度額設定用）」を「公共工事等前払金申請書（支払限度額設定用）」に、「公共工事前払金決定通知書（支払限度額設定用）」を「公共工事等前払金決定通知書（支払限度額設定用）」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式(第10条第1項関係)

契約第 年 月 日 号

工 程 表

(あて先)横須賀市長

工 事 名 (業務名) 契約年月日 年 月 日

住所 請負者(受託者) 氏名

工 期 自 年 月 日 至 年 月 日 (履行期間)

印

Table with columns: 項目, 単位, 数量, 月 (10 20), 摘要

- (注) 1 工程は、黒棒線で記入し、それぞれ日付を明示すること。(例 13——25)
2 契約変更等により工程を変更する場合は、標題の「工程表」を「工程表(変更)」と、「契約年月日」を「契約変更年月日」と、「工期(履行期間)自年月日至年月日」を「元工期(元履行期間)自年月日至年月日変更工期(変更履行期間)自年月日至年月日」とそれぞれ記載して使用すること。
3 変更の場合の数量及び工程は、元を朱、変更を黒で記入すること。
備考 責任者及び担当者の氏名並びに連絡先(電話番号)を記載した場合は、押印を省略することができます。

第2号様式中「請負者」を「請負者(受託者)」に、「工事名」を「工事名(業務名)」に、「工事場所」を「工事場所(施行場)」に、「請負代金額」を「委託代金額」に改める。

第3号様式中「工事名」を「工事名(業務名)」に、「工事場所」を「工事場所(施行場)」に改める。

第4号様式中「(第15条第1項関係)」を「(第15条第1項、第16条第1項関係)」に、「請負者」を「請負者(受託者)」に、「工事業務」を「の」に、

Form boxes for '監理技術者氏名' and '監理技術者補佐氏名' with 'を' and 'に' connectors.

改める。
第5号様式中「工事経歴」を「工事(業務)経歴」に改める。
第6号様式中「工事に」を「に」に、「工事の」を「の」に、「別添設計図書等」を「別添の設計図書等」に改める。
第7号様式中

Form boxes for confirmation stamp and name field with 'を' and 'に' connectors.

「別添設計図書」を「別添の設計図書」に、「証として」を「締結を証するため」に、「当事者」を「当事者双方」に、「各自」を「各自」に改める。
第9号様式中

Form boxes for confirmation stamp and name field with 'を' and 'に' connectors.

「別添設計図書」を「別添の設計図書等」に、「証として」を「締結を証するため」に、「当事者」を「当事者双方」に、「各自」を「各自」に改める。
第10号様式中

Form boxes for '履行期限' and '履行期間' with 'を' and 'に' connectors.

「原契約金額」を「原委託代金」に改める。
第13号様式中「公共工事前払金申請書」を「公共工事等前払金申請書」に、「請負者」を「請負者(受託者)」に、「工事名」を「工事名(業務名)」に、「請負代金額」を

「請負代金額  
(委託代金額)」

に、「請負代金額の」を「請負(委託)代金額の」に、「工期」を「(履行期間)」に改める。

第13号様式の2中「公共工事前払金決定通知書」を「公共工事等前払金決定通知書」に改める。  
第15号様式乙中「業務出来形部分検査完了通知書」を「工事系委託出来形部分検査完了通知書」に、「業務出来形部分検査を」を「工事系委託出来形部分検査を」に改める。

第17号様式甲中「公共工事前払金申請書(支払限度額設定用)」を「公共工事等前払金申請書(支払限度額設定用)」に、「請負者」を「請負者」に、「工事名」を「(業務名)」に、「請負代金額」を「請負(委託)代金額」に、「40/」を「/」に、「工期」を「(履行期間)」に改める。

第17号様式乙中「公共工事前払金決定通知書(支払限度額設定用)」を「公共工事等前払金決定通知書(支払限度額設定用)」に改める。

第18号様式中  
「

|  |     |
|--|-----|
|  | 確認印 |
|--|-----|

」を  
「

|  |
|--|
|  |
|--|

」に、  
「別添仕様書」を「別添の仕様書」に、「証として」を「締結を証するため」に、「当事者」を「当事者双方」に、「各自」を「各自」に改める。

第23号様式中「件名」を「修繕名」に、  
「

|  |     |
|--|-----|
|  | 確認印 |
|--|-----|

」を  
「

|  |
|--|
|  |
|--|

」に、  
「別添仕様書」を「別添の仕様書」に、「証として」を「締結を証するため」に、「当事者」を「当事者双方」に、「各自」を「各自」に改める。

第24号様式中「修繕請負に」を「物件修繕請負に」に、「件名」を「修繕名」に、  
「

|         |  |   |   |   |
|---------|--|---|---|---|
| 履 行 期 限 |  | 年 | 月 | 日 |
|---------|--|---|---|---|

」を  
「

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 履 行 期 間 | 自 | 年 | 月 | 日 |
|         | 至 | 年 | 月 | 日 |

」に改める。

第25号様式中「件名」を「印刷製本名」に、  
「

|  |     |
|--|-----|
|  | 確認印 |
|--|-----|

」を  
「

|  |
|--|
|  |
|--|

」に、  
「別添仕様書」を「別添の仕様書」に、「証として」を「締結を証するため」に、「当事者」を「当事者双方」に、「各自」を「各自」に改める。

第27号様式中「件名」を「製造名」に、「工期」を「納入期限」に、  
「

|   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| 自 | 年 | 月 | 日 |
| 至 | 年 | 月 | 日 |

」を  
「

|  |     |
|--|-----|
|  | 確認印 |
|--|-----|

」を

「

|       |
|-------|
| 年 月 日 |
|-------|

」に、

「別添設計図書」を「別添の設計図書」に、「証として」を「締結を証するため」に、「当事者」を「当事者双方」に、「各自」を「各自」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第21号

工事等検査規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

工事等検査規則の一部を改正する規則

工事等検査規則(平成19年横須賀市規則第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「消防局長」の次に「、議会局長」を加え、「議会、選挙管理委員会」を「選挙管理委員会」に改め、同条第2号エ中「議会事務局」を「議会局」に改める。

第10条第7項本文中「工事委託」を「工事系委託」に、「業務委託完成検査完了通知書」を「工事系委託完成検査完了通知書」に改める。

第3号様式中「業務委託完成検査完了通知書」を「工事系委託完成検査完了通知書」に、「業務委託完成検査を」を「工事系委託完成検査を」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第22号

横須賀市病院事業財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市病院事業財務規則の一部を改正する規則

横須賀市病院事業財務規則(昭和43年横須賀市規則第32号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第9号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第23号

公有財産規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

公有財産規則の一部を改正する規則

公有財産規則(昭和46年横須賀市規則第26号)の一部を次のように改正する。

第7条に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

第43条第1項本文中「1年以上の」を「1年を超える」に改める。

第4号様式中「氏名   」を「氏名   」に改める。

第7号様式中

「

|    |
|----|
| 電話 |
|----|

」を

「

|    |
|----|
| 電話 |
|----|

」に、

「

|  |   |
|--|---|
|  | ☑ |
|--|---|

」

|       |
|-------|
| 年 月 日 |
| 電話    |
| ㊟     |

を

|       |
|-------|
| 年 月 日 |
| 電話    |

に、

「行政財産」を「公有財産」に改める。  
第8号様式中「氏名 ㊟」を「氏名」に改める。

第9号様式及び第10号様式中

|    |
|----|
| 電話 |
| ㊟  |

を

|    |
|----|
| 電話 |
|----|

に

改める。

第11号様式中「氏名 ㊟」を「氏名」に、「返還予定期日」を「返還期日」に、

|         |  |
|---------|--|
| 返 還 理 由 |  |
|---------|--|

を

|         |  |
|---------|--|
| 返 還 理 由 |  |
| (事務処理欄) |  |

に

改める。

第12号様式及び第13号様式中「氏名 ㊟」を「氏名」に改める。

第23号様式(表)中「普通財産貸付台帳」を「普通財産貸付行政財産

台帳」に、  

|      |   |      |
|------|---|------|
| 普通財産 | を | 公有財産 |
|------|---|------|

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第24号

庁舎管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

庁舎管理規則の一部を改正する規則

庁舎管理規則(平成20年横須賀市規則第32号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表リサイクルプラザ 横須賀ごみ処理施設の項中「リサイクルプラザ 横須賀ごみ処理施設」を「リサイクルプラザ」に改め、同項の次に次のように加える。

|           |      |         |
|-----------|------|---------|
| 横須賀ごみ処理施設 | 午前8時 | 午後4時45分 |
|-----------|------|---------|

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第25号

文化会館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

文化会館条例施行規則の一部を改正する規則  
文化会館条例施行規則(昭和40年横須賀市規則第29号)の一部を次のように改正する。

別表第2項の表ホール(照明)の項中

|   |                     |    |     |   |   |
|---|---------------------|----|-----|---|---|
| 「 | スポットライト(ソー<br>スフォー) | 1台 | 520 | 」 | を |
| 「 | スポットライト(ソー<br>スフォー) | 1台 | 520 | 」 | に |
|   | LEDパーライト            | 1台 | 520 |   |   |

改める。

第1号様式中「代表者 ㊟」を「代表者」に改める。

第2号様式中「氏名 ㊟」を「氏名」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第26号

芸術劇場条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

芸術劇場条例施行規則の一部を改正する規則  
芸術劇場条例施行規則(平成5年横須賀市規則第53号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「代表者 ㊟」を「代表者」に改める。

第2号様式中「氏名 ㊟」を「氏名」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第27号

ベイスクエア・パーキング条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

ベイスクエア・パーキング条例施行規則の一部を改正する規則

ベイスクエア・パーキング条例施行規則(平成24年横須賀市規則第24号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「代表者 ㊟」を「代表者」に改める。

第2号様式中「氏名 ㊟」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第28号

市民活動サポートセンター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

市民活動サポートセンター条例施行規則の一部を改正する規則

市民活動サポートセンター条例施行規則(平成11年横須賀市規則第58号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「代表者 ㊟」を「代表者」に改める。

第2号様式中「氏名 ㊟」を「氏名」に改める。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第29号

健康増進センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

健康増進センター条例施行規則の一部を改正する規則

健康増進センター条例施行規則（平成12年横須賀市規則第93号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「代表者  $\text{\textcircled{R}}$ 」を「代表者」に改める。

第2号様式中「氏名  $\text{\textcircled{R}}$ 」を「氏名」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第30号

物品会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

物品会計規則の一部を改正する規則

物品会計規則（昭和35年横須賀市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条の表議会事務局の課の項中「議会事務局」を「議会局」に改める。

第13条第1号中「はがき」の次に「、レターパック等」を加え、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) テレホンカード

第18条第1項後段中「貸付品整理簿（第4号様式）により」を削り、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項本文中「前項」を「第1項の規定」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定により物品を貸し付けた場合であって、庁外に物品を貸し付けたときは、当該貸付けの状況を貸付品整理簿（第4号様式）に記載しなければならない。

第4号様式中「（第18条第1項関係）」を「（第18条第2項関係）」に改め、同様式備考に関する部分を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第31号

横須賀市市税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市市税条例施行規則の一部を改正する規則

横須賀市市税条例施行規則（昭和46年横須賀市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号チ中「タ」を「チ」に改め、同号チを同号ツとし、同号タの次に次のように加える。

チ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項第1号に掲げる駐車場の用に供する固定資産 当該固定資産に係る税額の全額

第18条第1項第37号中「第37号様式」を「第38号様式」に改め、同号を同項第38号とし、同項第36号中「第36号様式」を「第37号様式」に改め、同号を同項第37号とし、同項第35号中「第35号様式甲、乙、丙」を「第36号様式甲、乙、丙」に改め、同号を同項第36号とし、同項第34号の次に次の1号を加える。

(35) 事業所税更正請求書（第35号様式）

第18条第2項を削る。

本則に次の1条を加える。

(諸様式の特例)

第19条 原動機付自転車等の標識は、前条第22号及び第22号の2の規定にかかわらず、市長が告示することにより別に定めるとおりとすることができる。

附則第4項中「第38号様式」を「第39号様式」に、「第39号様式」を「第40号様式」に改める。

第3号様式中「氏名  $\text{\textcircled{R}}$ 」を「氏名」に、

|             |   |   |             |      |
|-------------|---|---|-------------|------|
| フリガナ<br>氏 名 | 印 | を | フリガナ<br>氏 名 | に改め、 |
| フリガナ<br>氏 名 | 印 |   | フリガナ<br>氏 名 |      |
|             |   |   |             |      |
|             |   |   |             |      |
|             |   |   |             |      |
|             |   |   |             |      |
|             |   |   |             |      |
|             |   |   |             |      |
|             |   |   |             |      |
|             |   |   |             |      |

同様式に備考として次のように加える。

備考 代表相続人及び相続人の氏名の記載は、署名とする。

第5号様式甲、第5号様式乙、第5号様式の2甲、第5号様式の2乙、第6号様式及び第7号様式中「氏名（名称）」

$\text{\textcircled{R}}$ を「氏名（名称）」に改める。

第7号様式の2中「氏名（名称）」を「氏名（名称）」に改める。

第8号様式（第2面）及び第8号様式（第3面）中「給与」を「給与（所得金額調整控除後）」に、「その他」を「業務・その他」に、「寡婦（寡夫）」を「寡婦・ひとり親・（寡夫）」に改める。

第8号様式（第6面）中「及び支払者の名称、法人番号」を「並びに支払者の名称及び法人番号」に、「支払者の名称法人番号」を「支払者の名称及び法人番号」に改める。

第12号様式の2中「氏名（名称）」を「氏名（名称）」に改める。

第12号様式の3を次のように改める。

第12号様式の3(第18条第12号の3関係)

固定資産現所有者申告書

(あて先)横須賀市長

固定資産課税台帳に登録されている下記の所有者が死亡したため、横須賀市市税条例第18条の4の規定に基づき、地方税法第384条の3に規定する「現所有者」を次のとおり申告します。

申告者 フリガナ 氏名 個人番号等(右記) 住所 生年月日 年 月 日 電話番号

固定資産課税台帳の所有者(相続人等) フリガナ 氏名 死亡年月日 年 月 日 住所

代表者氏名 フリガナ 個人番号等(右記) 代表者住所 生年月日 年 月 日 電話番号

氏名 フリガナ 個人番号等(右記) 住所 生年月日 年 月 日 電話番号

氏名 フリガナ 個人番号等(右記) 住所 生年月日 年 月 日 電話番号

氏名 フリガナ 個人番号等(右記) 住所 生年月日 年 月 日 電話番号

氏名 フリガナ 個人番号等(右記) 住所 生年月日 年 月 日 電話番号

第18号様式及び第19号様式中「氏名(名称) ㊦」を「氏名(名称) 」に改める。

第25号様式、第27号様式及び第29号様式中「氏名 ㊦」を「氏名 」に改める。

第31号様式中「 ㊦」を「 」に改める。

第32号様式中「 ㊦」を「 」に、「 ㊦」を「 」に改める。

第33号様式中「 ㊦」を「 」に改める。

第39号様式を第40号様式とし、第38号様式を第39号様式とする。

第37号様式中「(第18条第37号関係)」を「(第18条第38号

関係)」に改め、同様式を第38号様式とする。

第36号様式中「(第18条第36号関係)」を「(第18条第37号関係)」に、「氏名(名称) ㊦」を「氏名(名称) 」に改め、同様式を第37号様式とする。

第35号様式丙中「(第18条第35号関係)」を「(第18条第36号関係)」に、「氏名 ㊦」を「氏名 」に改め、同様式を第36号様式丙とする。

第35号様式乙中「(第18条第35号関係)」を「(第18条第36号関係)」に、「氏名(名称) ㊦」を「氏名(名称) 」に改め、同様式を第36号様式乙とする。

第35号様式甲中「(第18条第35号関係)」を「(第18条第36号関係)」に、「氏名(名称) ㊦」を「氏名(名称) 」に改め、同様式備考に関する部分を同部分第1項とし、同部分に次の1項を加える。

2 財産調査の承諾を兼ねる場合は、納税者の氏名の記載は、署名とする。

第35号様式甲を第36号様式甲とし、第34号様式の次に次の1様式を加える。

第35号様式(第18条第35号関係)

事業所税更正請求書

年 月 日 住所(所在地) 氏名(名称) 法人の代表者氏名 横須賀市長 電話番号 事業所税番号 事業年度(課税期間) 法定納期限 更正請求理由

(注)更正請求の理由を証する帳簿、図面等を添付すること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第32号

企業等の立地及び設備投資促進条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上地 克明

企業等の立地及び設備投資促進条例施行規則の一部を改正する規則

企業等の立地及び設備投資促進条例施行規則(平成10年横須賀市規則第26号)の一部を次のように改正する。

第4条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項ただし書中「又は第4号」を「第4号又は第5号」に改め、同項第4号中「登記簿謄本又は」を削り、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項

第4号の次に次の1号を加える。

(5) 印鑑証明書(立地に限る。)

第4条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「事業計画の認定を受けた者(以下「**ア**」及び「**イ**」という。)」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項に規定する事業計画の認定を受けた者(以下「認定企業」という。)は、当該事業計画の内容に変更(軽微な変更を除く。)があった場合は、その旨を市長に申し出て、承認を受けなければならない。

第5条中「認定企業及び」を削り、「前条第4項第5号」を「前条第5項第6号」に改める。

別表横須賀リサーチパークの項中「横須賀リサーチパーク土地利用計画」を「横須賀リサーチパーク地区地区計画」に、「平成33年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

第1号様式中「(第4条第3項関係)」を「(第4条第4項関係)」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 設備投資等に係る申請を行う場合は、押印を省略することができます。

第2号様式及び第4号様式に備考として次のように加える。

備考 設備投資等に係る申請を行う場合は、押印を省略することができます。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第33号

勤労福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

勤労福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則

勤労福祉会館条例施行規則(平成3年横須賀市規則第11号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(使用許可手続等)」に改め、同条第4項及び第5項中「及び娯楽室」を削る。

第5条ただし書中「、娯楽室」を削る。

第7条の見出しを「(使用料の減免手続)」に改め、同条第2項第2号列記以外の部分及び同項第3号ア中「トレーニング室等」を「トレーニング室」に改める。

第8条第2項中「トレーニング室等」を「トレーニング室」に改める。

第11条の見出しを「(特別の設備等承認手続)」に改める。

第12条の見出し中「許可手続き」を「許可手続」に改める。

第1号様式中「代表者 **㊟**」を「代表者 **㊟**」に改める。

第2号様式中「(第7条第1項関係)」を「(第9条第1項関係)」に、「氏名 **㊟**」を「氏名 **㊟**」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第34号

青少年の家条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

青少年の家条例施行規則の一部を改正する規則

青少年の家条例施行規則(昭和43年横須賀市規則第28号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「代表者 **㊟**」を「代表者 **㊟**」に改める。

第2号様式中「(第6条関係)」を「(第6条第1項関係)」に、「氏名 **㊟**」を「氏名 **㊟**」に改め、同様式備考に関する部分を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第35号

老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則

老人デイサービスセンター条例施行規則(平成5年横須賀市規則第40号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「代表者 **㊟**」を「代表者 **㊟**」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第36号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行取扱規則(平成20年横須賀市規則第59号)の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式中「氏名 **㊟**」を「氏名 **㊟**」に改める。

第3号様式中「署名捺印」を「署名」に、

|          |          |
|----------|----------|
| <b>㊟</b> | <b>㊟</b> |
| <b>㊟</b> | <b>㊟</b> |
| <b>㊟</b> | <b>㊟</b> |
| <b>㊟</b> | <b>㊟</b> |
| <b>㊟</b> | <b>㊟</b> |
| <b>㊟</b> | <b>㊟</b> |
| <b>㊟</b> | <b>㊟</b> |

を

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

に改める。

第4号様式中「氏名 **㊟**」を「氏名 **㊟**」に改める。

第6号様式中「氏 名 **㊟**」を「氏 名 **㊟**」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第37号

軽費老人ホームの設備等に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明



軽費老人ホームの設備等に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則  
(軽費老人ホームの設備等に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第1条 軽費老人ホームの設備等に関する基準を定める条例施行規則(平成25年横須賀市規則第28号)の一部を次のように改正する。

第1条中「32時間(」の次に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項に規定する措置又は」を、「第23条第1項」の次に「若しくは第3項若しくは第24条」を加え、「育児のための所定労働時間の短縮措置」を「措置」に改める。

(養護老人ホームの設備等に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第2条 養護老人ホームの設備等に関する基準を定める条例施行規則(平成25年横須賀市規則第29号)の一部を次のように改正する。

第1条中「32時間(」の次に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項に規定する措置又は」を、「第23条第1項」の次に「若しくは第3項若しくは第24条」を加え、「育児のための所定労働時間の短縮措置」を「措置」に改める。

(特別養護老人ホームの設備等に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第3条 特別養護老人ホームの設備等に関する基準を定める条例施行規則(平成25年横須賀市規則第30号)の一部を次のように改正する。

第1条中「32時間(」の次に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項に規定する措置又は」を、「第23条第1項」の次に「若しくは第3項若しくは第24条」を加え、「育児のための所定労働時間の短縮措置」を「措置」に改める。

(指定通所支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第4条 指定通所支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年横須賀市規則第33号)の一部を次のように改正する。

第1条中「は32時間」の次に「(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項に規定する措置又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第23条第1項若しくは第3項若しくは第24条に規定する措置が講じられている職員にあっては30時間)」を加える。

(指定障害福祉サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第5条 指定障害福祉サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年横須賀市規則第38号)の一部を次のように改正する。

第1条中「32時間(」の次に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項に規定する措置又は」を、「第23条第1項」の次に「若しくは第3項若しくは第24条」を加え、「育児のための所定労働時間の短縮措置」を「措置」に改める。

(指定障害者支援施設等の人員等に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第6条 指定障害者支援施設等の人員等に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年横須賀市規則第39号)の一部を次のように改正する。

第1条中「32時間(」の次に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項に規定する措置又は」を、「第23条第

1項」の次に「若しくは第3項若しくは第24条」を加え、「育児のための所定労働時間の短縮措置」を「措置」に改める。

(指定居宅サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第7条 指定居宅サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年横須賀市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第1条中「32時間(」の次に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項に規定する措置又は」を、「第23条第1項」の次に「若しくは第3項若しくは第24条」を加え、「育児のための所定労働時間の短縮措置」を「措置」に改める。

(指定介護予防サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第8条 指定介護予防サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年横須賀市規則第44号)の一部を次のように改正する。

第1条中「32時間(」の次に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項に規定する措置又は」を、「第23条第1項」の次に「若しくは第3項若しくは第24条」を加え、「育児のための所定労働時間の短縮措置」を「措置」に改める。

(指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第9条 指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年横須賀市規則第45号)の一部を次のように改正する。

第1条中「32時間(」の次に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項に規定する措置又は」を、「第23条第1項」の次に「若しくは第3項若しくは第24条」を加え、「育児のための所定労働時間の短縮措置」を「措置」に改める。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第10条 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年横須賀市規則第46号)の一部を次のように改正する。

第1条中「32時間(」の次に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項に規定する措置又は」を、「第23条第1項」の次に「若しくは第3項若しくは第24条」を加え、「育児のための所定労働時間の短縮措置」を「措置」に改める。

(指定居宅介護支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第11条 指定居宅介護支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例施行規則(平成27年横須賀市規則第1号)の一部を次のように改正する。

本則中「32時間(」の次に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項に規定する措置又は」を、「第23条第1項」の次に「若しくは第3項若しくは第24条」を加え、「育児のための所定労働時間の短縮措置」を「措置」に改める。

(指定介護予防支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第12条 指定介護予防支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例施行規則(平成27年横須賀市規則第2号)の一部を次のように改正する。

本則中「32時間(」の次に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項に規定する措置又は」を、「第23条第

1項」の次に「若しくは第3項若しくは第24条」を加え、「育児のための所定労働時間の短縮措置」を「措置」に改める。

(指定介護老人福祉施設の人員等に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第13条 指定介護老人福祉施設の人員等に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年横須賀市規則第47号)の一部を次のように改正する。

第1条中「32時間(」の次に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項に規定する措置又は」を、「第23条第1項」の次に「若しくは第3項若しくは第24条」を加え、「育児のための所定労働時間の短縮措置」を「措置」に改める。

(介護老人保健施設の人員等に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第14条 介護老人保健施設の人員等に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年横須賀市規則第48号)の一部を次のように改正する。

第1条中「32時間(」の次に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項に規定する措置又は」を、「第23条第1項」の次に「若しくは第3項若しくは第24条」を加え、「育児のための所定労働時間の短縮措置」を「措置」に改める。

(指定介護療養型医療施設の人員等に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第15条 指定介護療養型医療施設の人員等に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年横須賀市規則第49号)の一部を次のように改正する。

第1条中「32時間(」の次に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項に規定する措置又は」を、「第23条第1項」の次に「若しくは第3項若しくは第24条」を加え、「育児のための所定労働時間の短縮措置」を「措置」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
横須賀市規則第38号

横須賀市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

横須賀市国民健康保険条例施行規則(昭和39年横須賀市規則第49号)の一部を次のように改正する。

第3号様式(第1面)及び第3号様式(第2面)を次のように改める。

第3号様式(第1面)(第10条第3号関係)

年 月 日

年度 国民健康保険料

国民健康保険料の額を決定(変更)いたしましたので通知します。

横須賀市長 [印]

年 間 保 険 料	変 更 前	決定又は変更後
	円	円

納 付 方 法

被 保 険 者 証 番 号

年度(年度分)

年 間 保 険 料	変 更 前	決定又は変更後
	円	円

国民健康保険料賦課計算明細

⑦=①+②+③-④-⑤-⑥

医療保険分 (基礎賦課額)	加入者数	均等割額① 1人につき1年間 円	平等割額② 1世帯につき1年間 円	所得割額③ 算定所得× 円	軽減率④ 円	軽減額④ 円	減免額⑤ 円	限度超過額⑥ 円	合計⑦
									円
変更前	人	円	円	円	円	円	円	円	円
決定又は変更後	人	円	円	円	円	円	円	円	円
後期高齢者 支援金等 賦課額									
変更前	人	円	円	円	円	円	円	円	円
決定又は変更後	人	円	円	円	円	円	円	円	円
介護納付金 賦課額									
変更前	人	円	円	円	円	円	円	円	円
決定又は変更後	人	円	円	円	円	円	円	円	円

医療保険分・後期高齢者支援金等算定総所得

円 = 年中 基礎控除
 総所得 - 1人につき最高
 円

介護納付金算定総所得

円

異動事由

保険料の月割額

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
変更前	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
決定又は変更後	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

保険料の納付額

変更後の納付額にマイナスの表示がある場合は、別途還付又は充当の通知を送付します。

変更前	普通徴収	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
決定又は変更後	普通徴収	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	特別徴収	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
納付済額	普通徴収	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	特別徴収	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
変更後納付額	普通徴収	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	特別徴収	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
納 期 限														

特別徴収の月は、納期限にかかわらず、その月に支払われる年金から天引きされます。

年度仮徴収額

4月	6月	8月
円	円	円

金融機関名	本・支店名	口座種別

第3号様式(第2面)

加入者の内訳

(単位:円)

加入者氏名	賦課対象月												所得金額	医療保険分 個人相当額	後期高齢者 支援金等分 個人相当額	介護納付金分 個人相当額	合計	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3						
														円	円	円	円	円
													合計					

年金からの特別徴収について

特別徴収対象被保険者

氏名			
性別		生年月日	
年金種別			
徴収義務者			

第3号様式(第3面)から第3号様式(第6面)までを削る。
 第3号様式の2(第1面)及び第3号様式の2(第2面)を
 次のように改める。

第3号様式の2(第1面)(第10条第3号の2関係)

年 月 日

年度 国民健康保険料

国民健康保険料の額を決定いたしましたので通知します。

横須賀市長 印

年 間 保 険 料	
-----------	--

納 付 方 法

被 保 険 者 証 番 号		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border-right: 1px dashed black; height: 20px;"></td> <td style="width: 50%; height: 20px;"></td> </tr> </table>		

国民健康保険料賦課計算明細

⑦=①+②+③-④-⑤-⑥

	加入者数	均等割額①	平等割額②	所得割額③	軽減額④	減免額⑤	限度超過額⑥	合計⑦
医療保険分 (基礎賦課額)	1人につき1年間 円	1世帯につき1年間 円	算定所得× 円	軽減率 円	円	円	年間限度額 円	円
後期高齢者 支援金等 賦課額	1人につき1年間 円	1世帯につき1年間 円	算定所得× 円	軽減率 円	円	円	年間限度額 円	円
介護納付金 賦課額	1人につき1年間 円	1世帯につき1年間 円	算定所得× 円	軽減率 円	円	円	年間限度額 円	円

医療保険分・後期高齢者支援金等分算定総所得 円 = 年中 基礎控除1人につき
 介護納付金分算定総所得 円 = 総所得 最高 円

保険料の月割額

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
金 額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

保険料の納付額

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
期 別			第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	円
普 通 徴 収			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
特 別 徴 収	円		円		円		円		円		円		円
納 期 限													円

特別徴収の月は、納期限にかかわらず、その月に支払われる年金から天引きされます。

年度仮徴収額

4月	6月	8月
円	円	円

振替口座

金 融 機 関 名	本 ・ 支 店 名	口 座 種 別

第3号様式の2 (第2面)

加入者の内訳

加入者氏名	賦 課 対 象 月												所得金額	医療保険分 個人相当額	後期高齢者 支援金等分 個人相当額	介護納付金分 個人相当額	合 計	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3						
														円	円	円	円	円
														合計				

年金からの特別徴収について

特別徴収対象被保険者

氏名			
性別		生年月日	
年金種別			
徴収義務者			

第3号様式の2 (第3面) から第3号様式の2 (第7面) までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第39号

児童福祉法施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

児童福祉法施行取扱規則の一部を改正する規則

児童福祉法施行取扱規則 (平成13年横須賀市規則第38号) の一部を次のように改正する。

第1条の3第1項中「22人」を「23人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第40号

福祉援護センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

福祉援護センター条例施行規則の一部を改正する規則

福祉援護センター条例施行規則 (平成23年横須賀市規則第23号) の一部を次のように改正する。

別記様式中「代表者

㊦」を「代表

者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第41号

横須賀市介護保険条例等施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市介護保険条例等施行取扱規則の一部を改正する規則

横須賀市介護保険条例等施行取扱規則 (平成12年横須賀市規則第35号) の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「12,570円」を「12,730円」に改め、同条第2号中「4,710円」を「4,770円」に改める。

第13条を次のように改める。

(保健福祉事業)

第13条 条例第10条に規定する保健福祉事業は、次に掲げるものとする。

(1) 寝たきりの状態等の高齢者に対する寝具丸洗いサービスに係る事業

(2) 寝たきりの状態等の高齢者に対する出張理容等サービスに係る事業

附則第4項中「令和元年度分」を「令和3年度分」に、「令和2年2月1日から同年3月31日」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日」に改め、「及び令和2年度分の保険料」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第42号

横須賀市基準該当居宅サービス事業者等の登録等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市基準該当居宅サービス事業者等の登録等に関する規則の一部を改正する規則

横須賀市基準該当居宅サービス事業者等の登録等に関する規則（平成11年横須賀市規則第72号）の一部を次のように改正する。

第3条中第6号を削り、第7号を第6号とする。

第4条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

第5条中第7号を削り、第8号を第7号とする。

第6条中第8号を削り、第9号を第8号とする。

第7条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

第1号様式中「代表者」に改める。

第2号様式中「代表者」に、

介護予防訪問介護			
介護予防訪問入浴介護			
介護予防通所介護			
介護予防福祉用具貸与			
介護予防居宅介護支援			

介護予防訪問入浴介護			
介護予防福祉用具貸与			
介護予防支援			

改める。

第3号様式及び第4号様式中「氏名」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第43号

体育会館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

体育会館条例施行規則の一部を改正する規則

体育会館条例施行規則（平成29年横須賀市規則第52号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「代表者」に改める。

第2号様式中「氏名」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第44号

廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則（昭和47年横須賀市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第45号

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年横須賀市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第1号様式（表）中「横須賀市長殿」を「（あて先）横須賀市長」に、「氏名」を「氏名」に改め、「（B5）」を削る。

第2号様式（表）中「（B5横）」を削る。

第3号様式及び第4号様式中「氏名」を「氏名」に改め、「（B5）」を削る。

第5号様式中「横須賀市長殿」を「（あて先）横須賀市長」に、「氏名」を「氏名」に改め、「（B5）」を削る。

第6号様式中「氏名」を「氏名」に改め、「（B5）」を削る。

第7号様式中「横須賀市長殿」を「（あて先）横須賀市長」に、「氏名」を「氏名」に改め、「（B5）」を削る。

第8号様式から第10号様式までの規定中「氏名」を「氏名」に改め、「（B5）」を削る。

第11号様式（表）及び第12号様式中「横須賀市長殿」を「（あて先）横須賀市長」に、「氏名」を「氏名」に改め、「（B5）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第46号

都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

都市公園条例施行規則（昭和34年横須賀市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1号中「三笠公園、しょうぶ園」を「しょうぶ園」に改める。

第4条の2第1項第1号中「大津公園駐車場」の次に「、馬堀海岸公園駐車場、走水水源地公園駐車場」を加える。

第10条に次の1項を加える。

2 前項第1号の規定による期間の算定については、休日を定める条例（平成元年横須賀市条例第10号）第1条第1項に規定する本市の休日の日数は、算入しない。

第1号様式中「代表者」に改める。

第8号様式から第16号様式までの規定、第18号様式及び第20号様式中「氏名」を「氏名」に改める。

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第47号

有料広場条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

有料広場条例施行規則の一部を改正する規則

有料広場条例施行規則（平成29年横須賀市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「代表者 ㊦」を「代表者」に改める。

第3号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第48号

公園墓地条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

公園墓地条例施行規則の一部を改正する規則

公園墓地条例施行規則（昭和55年横須賀市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「代表者 ㊦」を「代表者」に改める。

第2号様式中「申請者 ㊦」を「申請者」に改める。

第4号様式、第6号様式及び第8号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第49号

横須賀港港湾施設使用条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀港港湾施設使用条例施行規則の一部を改正する規則

横須賀港港湾施設使用条例施行規則（昭和28年横須賀市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第1号様式（第2面）中

保障契約証明書等の番号（保障契約証明書等を有している場合）

を

保障契約証明書等の番号（保障契約証明書等を有している場合）	
一般船舶等保障契約証明書	
難破物保障契約証明書	
C L C 条約証書	
バンカー条約証書	
ナイロビ条約証書	

に、

（事務処理欄）

を

備考	*総トン数100トン以上1,000トン以下の一般船舶（燃料油汚濁損害）、総トン数100トン以上300トン未満の一般船舶（船骸撤去等の費用）に限り、①から⑤までの項目を記載することで、保障契約証明書等に代えることができる。
----	--

に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第50号

港湾緑地条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

港湾緑地条例施行規則の一部を改正する規則

港湾緑地条例施行規則（平成4年横須賀市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「代表者 ㊦」を「代表者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第51号

漁港漁場整備法等施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

漁港漁場整備法等施行取扱規則の一部を改正する規則

漁港漁場整備法等施行取扱規則（昭和42年横須賀市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第9号様式の2中「代表者 ㊦」を「代表者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第52号

横須賀市土地利用基本条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市土地利用基本条例施行規則の一部を改正する規則

横須賀市土地利用基本条例施行規則（平成17年横須賀市規則第70号）の一部を次のように改正する。

第1号様式（表）中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分第1項を削り、同部分第2項を同部分とする。

第3号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分第1項を削り、同部分第2項を同部分とする。

第6号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分第1項を削り、同部分第2項を同部分とする。

第7号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第53号

適正な土地利用の調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

適正な土地利用の調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 適正な土地利用の調整に関する条例施行規則（平成17年横須賀市規則第71号）の一部を次のように改正する。
 第10号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改める。
 第13号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。
 第14号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改める。
 第15号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。
 第23号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。
 附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第54号

特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明
 特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例施行規則（平成14年横須賀市規則第82号）の一部を次のように改正する。

- 第1号様式（表）中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。
- 第3号様式（第1面）中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。
- 第4号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。
- 第6号様式（第1面）中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分第1項を削り、同部分第2項を同部分とする。
- 第7号様式（第1面）中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。
- 第8号様式（第1面）中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分第1項を削り、同部分第2項を同部分とする。
- 第9号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分第1項を削り、同部分第2項を同部分とする。
- 第10号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分第1項を削り、同部分第2項を同部分とする。
- 第13号様式（表）中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。
- 第17号様式（第1面）中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分第1項を削り、同部分第2項を同部分とする。
- 第18号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改める。
- 第21号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。
- 第22号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。
- 第23号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改める。
- 第24号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。
- 第28号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。
- 第34号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。

第35号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。
 第37号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。
 第42号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。
 第44号様式中「 ㊦」を「」に改め、同様式備考に関する部分を削る。
 第47号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。
 附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第55号

横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明
 横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例施行規則（平成30年横須賀市規則第65号）の一部を次のように改正する。

- 第1号様式（第1面）中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。
- 第3号様式（第1面）中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。
- 第4号様式（第1面）中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。
- 第5号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。
- 第6号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。
- 第7号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分第1項を削り、同部分第2項を同部分とする。
- 第9号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。
 附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第56号

市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明
 市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則
 市営住宅条例施行規則（平成10年横須賀市規則第47号）の一部を次のように改正する。
 附則第4項中「令和3年5月31日」を「令和4年5月31日」に改める。
 別表第1 ウェルネス吉井の項を削る。
 第1号様式中「代表者 ㊦」を「代表者」に改める。
 附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第57号

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則
 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行取扱規則（平成26年横須賀市規則第4号）の一部を次のように改正する。
 第1号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分第2項を削る。
 第2号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改める。
 附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第58号

都市計画法等施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

都市計画法等施行取扱規則の一部を改正する規則
 都市計画法等施行取扱規則（平成13年横須賀市規則第60号）の一部を次のように改正する。
 第2号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。
 第7号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。
 第9号様式（第1面）中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。
 第10号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。
 第11号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分第1項を削り、同部分第2項を同部分とする。
 第11号様式の2中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。
 第12号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分第1項を削り、同部分第2項を同部分とする。
 第12号様式の2中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。
 第13号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。
 第14号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。
 第15号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。
 第16号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。
 第17号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。
 第20号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。
 第21号様式及び第22号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改める。
 第25号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。
 第25号様式の2中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。
 第26号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。
 第27号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。
 第28号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分第1項を削り、同部分第2項を同部分とする。
 第29号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。

第33号様式から第36号様式（表）までの規定中「氏名 ㊦」を「氏名」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第59号

建築物駐車施設条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

建築物駐車施設条例施行規則の一部を改正する規則

建築物駐車施設条例施行規則（昭和42年横須賀市規則第27号）の一部を次のように改正する。

別記様式正本中「氏名 ㊦」を「氏名」に、

「 ㊦」を
 「」に改める。

別記様式副本中

「 ㊦」を
 「」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第60号

建築基準法等施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

建築基準法等施行取扱規則の一部を改正する規則

建築基準法等施行取扱規則（昭和30年横須賀市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「第11条の4第1項」を「第11条の3第1項」に改める。

第1号様式（第1面）及び第2号様式の2（第1面）中「申請者氏名 ㊦」を「申請者氏名」に改める。

第3号様式正本、第6号様式正本及び第6号様式の2正本中「氏名 ㊦」を「氏名」に改める。

第7号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に、

「 ㊦」を
 「」に改め、同様式

注に関する部分第1項を削り、同部分第2項を同部分とする。

第8号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式注に関する部分第1項を削り、同部分第2項を同部分とする。

第9号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に、

「 ㊦」を
 「」に改め、同様式

注に関する部分第1項を削り、同部分第2項を同部分とする。
第10号様式中「報告者氏名 ㊦」を「報告者氏名 氏名」に、「㊦ 電話番号」を「 電話番号」に改め、同様式注に関する部分を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第61号

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行取扱規則（平成28年横須賀市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第1号様式の2中「氏名 ㊦」を「氏名 氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。

第3号様式中「氏名 ㊦」を「氏名 氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。

第5号様式中「氏名 ㊦」を「氏名 氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。

第6号様式中「氏名 ㊦」を「氏名 氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。

第7号様式中「氏名 ㊦」を「氏名 氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。

第8号様式中「氏名 ㊦」を「氏名 氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第62号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行取扱規則（平成27年横須賀市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第1号様式の2中「氏名 ㊦」を「氏名 氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。

第4号様式中「氏名 ㊦」を「氏名 氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。

第6号様式中「氏名 ㊦」を「氏名 氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。

第7号様式中「氏名 ㊦」を「氏名 氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。

第8号様式中「氏名 ㊦」を「氏名 氏名」に改め、同様式備考に関する部分第2項を削る。

第9号様式中「氏名 ㊦」を「氏名 氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。

第10号様式中「氏名 ㊦」を「氏名 氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。

第11号様式中「氏名 ㊦」を「氏名 氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第63号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

施行取扱規則の一部を改正する規則

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行取扱規則（平成28年横須賀市規則第54号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「第30条第1項」を「第35条第1項」に、「第29条第3項」を「第34条第3項」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「第14条」を「第14条第1項」に改め、同項第2号ア中「第30条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に改め、同号イ中「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に改める。

第4条の4第1項第4号中「第29条」を「第34条」に、「29条認定」を「34条認定」に改める。

第5条第1項第3号中「第36条第1項」を「第41条第1項」に、「36条認定」を「41条認定」に改め、同項第4号中「36条認定申請」を「41条認定申請」に、「29条認定」を「34条認定」に、「第3条第2項」を「第4条第2項」に改め、同項第5号中「36条認定申請」を「41条認定申請」に改め、「都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「」及び「」という。）」を削り、同項第6号及び第7号中「36条認定申請」を「41条認定申請」に改め、同項第8号中「36条認定申請」を「41条認定申請」に、「規則」を「省令」に改め、同項第9号中「36条認定申請」を「41条認定申請」に改める。

第6条第1項及び第7条中「第29条第1項、第31条第1項又は第36条第1項」を「第34条第1項、第36条第1項又は第41条第1項」に改める。

第8条第1項中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改める。

第9条各号列記以外の部分中「第32条又は第38条第1項」を「第37条又は第43条第1項」に改め、同条第1号中「29条認定又は31条認定」を「34条認定又は36条認定（法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定をいう。以下同じ。）」に改め、同条第2号中「29条認定若しくは31条認定」を「34条認定若しくは36条認定」に、「36条認定」を「41条認定」に改める。

第10条第1号中「第29条認定」を「34条認定」に改め、同条第2号中「第31条認定」を「36条認定」に改め、同条第3号中「第36条認定」を「41条認定」に改める。

第11条中「第33条」を「第38条」に改める。

第12条中「第34条及び法第37条」を「第39条及び第42条」に改める。

第1号様式の2中「氏名 ㊦」を「氏名 氏名」に改める。

第1号様式の4中「氏名 ㊦」を「氏名 氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。

第3号様式中「氏名 ㊦」を「氏名 氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。

第4号様式中「氏名 ㊦」を「氏名 氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。

第5号様式中「氏名 ㊦」を「氏名 氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。

第6号様式中「氏名 ㊦」を「氏名 氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第64号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行取扱規則（平成21年横須賀市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第3号様式中「氏名 ㊦」を「氏名 氏名」に改める。

第4号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。

第5号様式から第8号様式までの規定中「氏名 ㊦」を「氏名」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第65号

都市の低炭素化の促進に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

都市の低炭素化の促進に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則

都市の低炭素化の促進に関する法律施行取扱規則（平成24年横須賀市規則第63号）の一部を次のように改正する。

第3号様式の2中「氏名 ㊦」を「氏名」に改める。

第4号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。

第6号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。

第7号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。

第8号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。

第9号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。

第11号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第66号

建築協定条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

建築協定条例施行規則の一部を改正する規則

建築協定条例施行規則（昭和47年横須賀市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第1号様式から第3号様式までの規定中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、「(B5)」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第67号

宅地造成等規制法等施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

宅地造成等規制法等施行取扱規則の一部を改正する規則

宅地造成等規制法等施行取扱規則（平成13年横須賀市規則第65号）の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改める。

第3号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。

第4号様式正本中「申請者氏名 ㊦」を「申請者氏名」に改める。

第5号様式及び第6号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改める。

第7号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。

第8号様式及び第11号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第68号

横須賀市景観条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市景観条例施行規則の一部を改正する規則

横須賀市景観条例施行規則（平成16年横須賀市規則第52号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。

第2号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。

第7号様式、第9号様式、第10号様式、第12号様式、第15号様式の2及び第16号様式から第20号様式までの規定中「氏名 ㊦」を「氏名」に改める。

第25号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。

第30号様式中「代表者氏名 ㊦」を「代表者氏名」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第69号

横須賀市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

横須賀市屋外広告物条例施行規則（平成13年横須賀市規則第66号）の一部を次のように改正する。

第1号様式（表）中「氏名 ㊦」を「氏名」に改める。

第4号様式の2中「代表者氏名 ㊦」を「代表者氏名」に改める。

第5号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改める。

第6号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。

第7号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。

第8号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。

第9号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。

第10号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。

第13号様式の2及び第14号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改める。

第14号様式の2に備考として次のように加える。

備考 氏名を署名した場合は、押印を省略することができます。

第14号様式の4中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。

第15号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。

第16号様式及び第18号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改める。

第22号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。

第23号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改める。

」に改め、同様式備考に関する部分を削る。
 第24号様式中「氏名 ㊟」を「氏名
 」に改め、同様式備考に関する部分を削る。
 第27号様式中「氏名 ㊟」を「氏名
 」に改める。

附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第70号

消防法等施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

消防法等施行取扱規則の一部を改正する規則

消防法等施行取扱規則（昭和35年横須賀市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第4条中「認定した」を「認定をした」に、「認定しない」を「認定をしない」に改める。

第5号様式中「氏名 ㊟」を「氏名
 」に改める。

附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第71号

横須賀市給食条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市給食条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 横須賀市給食条例施行規則（平成30年横須賀市規則第59号）の一部を次のように改正する。

第1条中「147日」を「164日（3年生にあっては、148日）」に改める。

第4条第1項中「年額7,700円」を「月額700円」に改める。

第6条第1項第1号ア中「額を第1条に規定する基準日数」を「月額に5を乗じて得た額を66日」に改める。

第7条第1項ただし書中「4回分の給食費を7月に、7回分の給食費を11月」を「5回分の給食費を9月に、6回分の給食費を10月から翌年の3月までの各月（3年生にあっては、5回分の給食費を10月から翌年の2月までの各月）」に改める。

別表第3第2項の表を次のように改める。

2 中学校

月 別	納 期 限
9月分	9月30日
10月分	10月31日
11月分	11月30日
12月分	12月31日
1月分	1月31日
2月分	2月28日（閏年の場合は2月29日）
3月分	3月31日

第1号様式中「氏名 ㊟」を「氏名
 」に、「 年 月 から 年 月 まで」を「
 年 月 日から 年 月 日まで」に改める。

第2号様式中「氏名 ㊟」を「氏名
 」に、

申 請 理 由	1 食物アレルギー 2 連続する7日間以上の欠席 (内容) 3 その他 ()
---------	--

減 額 希 望 日 等	1 年 月 日から食物アレルギーの治癒まで 2 年 月 日から 年 月 日まで	を
該当する給食の区分（小学生又は特別支援学校生に限る。）	1 ミルクのみ 2 給食全て	

減 額 希 望 日 等	1 年 月 日から食物アレルギーの治癒まで 2 年 月 日から 年 月 日まで	に
該当する給食の区分	1 ミルクのみ 2 給食全て	
申 請 理 由	1 食物アレルギー 2 連続する7日間以上の欠席 (内容) 3 その他 ()	

改める。

第3号様式中「氏名 ㊟」を「氏名
 」に、

申 請 理 由	1 食物アレルギーの治癒 2 その他 ()	を
減額中止希望日	年 月 日	
該当する給食の区分（小学生又は特別支援学校生に限る。）	1 ミルクのみ 2 給食全て	

減額中止希望日	年 月 日	に
該当する給食の区分	1 ミルクのみ 2 給食全て	
申 請 理 由	1 食物アレルギーの治癒 2 その他 ()	

改める。

第4号様式中「氏名 ㊟」を「氏名
 」に改める。

第2条 横須賀市給食条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、中学校の給食費にあっては月額700円とし、それ以外の学校にあっては別表第1」を「、別表第1」に改める。

第6条第1項各号を次のように改める。

(1) 月の途中で転入した場合 別表第1の右欄に掲げる額に転入日以降当該月において学校給食を受ける日数を乗じて得た額（当該額が同表の中欄に掲げる額を超える場合にあっては、当該額）

(2) 月の途中で転出した場合 別表第1の右欄に掲げる額に転出日の前日までに当該月において学校給食を受けた日数を乗じて得た額（当該額が同表の中欄に掲げる額を超える場合にあっては、当該額）

第6条第2項中「5日」の次に「（中学生にあっては、10日）」を加える。

第8条第1項前段中「5日」の次に「（中学生にあっては、10日）」を加え、同条第3項各号を次のように改める。

- (1) 当該月の学校給食が実施される全ての日について減額する場合 次に掲げる額
- ア ミルクを摂取することができないとき 別表第4の中欄に掲げる額
 - イ 完全給食の全てを摂取することができないとき 無料
- (2) 前号以外の場合 次に掲げる額
- ア 減額の事由が前項第1号のみに該当するとき 別表第4の右欄に掲げる額に当該月の学校給食を受ける日数を乗じて得た額（ただし、同表の中欄に掲げる額を上限とする。）
 - イ 減額の事由が前項第2号から第4号までのいずれかに該当するとき 別表第1の右欄に掲げる額に当該月の学校給食を受ける日数を乗じて得た額（ただし、同表の中欄に掲げる額を上限とする。）
 - ウ 減額の事由が前項第1号に該当し、かつ、同項第2号から第4号までのいずれかに該当するとき 別表第4の右欄に掲げる額に当該月の学校給食を受ける日数を乗じて得た額（ただし、同表の中欄に掲げる額を上限とする。）

別表第1小学校及びろう学校小学部の給食費の項の次に次のように加える。

中学校の給食費	5,400	330
---------	-------	-----

別表第2教職員（教育長が別に定める者を除く。）の項中「700」を「5,400」に改め、同表試食会等に参加する保護者等の項中

小学校及びろう学校の試食会等	1食当たりの額	310	を
----------------	---------	-----	---

小学校及びろう学校の試食会等	1食当たりの額	310	に
中学校の試食会等	1食当たりの額	330	

改め、同表試食会等に参加する幼児、児童又は生徒の項中

小学校及びろう学校小学部の試食会等	1食当たりの額	260	を
-------------------	---------	-----	---

小学校及びろう学校小学部の試食会等	1食当たりの額	260	に
中学校の試食会等	1食当たりの額	330	

改める。

別表第4小学校及びろう学校小学部の給食費の項の次に次のように加える。

中学校の給食費	4,600	280
---------	-------	-----

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年10月1日から施行する。